

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	国土交通省	
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（特別土地保有税）			
要望項目名	小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税において、小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例の延長の要望を行うところであり、あわせて、地方税においても個人住民税にかかる要望を行う。 ・ 帰島に伴う不動産取得税の特例措置の延長（5年間） ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法第42条第1項の規定の適用がある土地の取得に係る特別土地保有税の非課税措置 ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <個人住民税（国税連動）> <ul style="list-style-type: none"> （国税の要望内容） 帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例〔小笠原諸島振興開発特別措置法第41条〕の延長（5年間） <ul style="list-style-type: none"> ①長期譲渡所得の特別控除額〔租税特別措置法第31条第1項〕 「長期譲渡所得の金額」⇒「長期譲渡所得の金額から1,500万円を控除した金額」 ②短期譲渡所得の特別控除額〔租税特別措置法第32条第1項〕 「短期譲渡所得の金額」⇒「短期譲渡所得の金額から1,500万円を控除した金額」 ③山林所得の金額に係る残額〔所得税法第32条第3項〕 「総収入金額から必要経費を控除した残額」⇒「当該残額に相当する金額から1,500万円を控除した金額」 ④譲渡所得の金額に係る譲渡益〔所得税法第33条第3項〕 「譲渡益」⇒「当該譲渡益に相当する金額から1,500万円を控除した金額」 <不動産取得税> <ul style="list-style-type: none"> ① 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から2年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときの不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産税台帳に登録された価格に達するまでの金額を地方税法第73条の21に規定する価格から控除する。 ② 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島したもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の評価として政令で定める金額に達するまでの金額を地方税法第73条の21に規定する価格から控除する。 <特別土地保有税> 小笠原諸島における特別土地保有税の非課税措置（小笠原諸島振興開発特別措置法第42条第1項の適用がある土地）の延長（5年間） 			
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <個人住民税>小笠原諸島振興開発特別措置法第41条、地方税法第32条第2項、同法第313条第2項 <不動産取得税>小笠原諸島振興開発特別措置法第42条、地方税法第73条の21 <特別土地保有税>小笠原諸島振興開発特別措置法第42条、地方税法587条、地方税法施行令第54条の32 			
減収見込額	[初年度]	－（▲1.0）	[平年度]	－（▲1.0）
	[改正増減収額]	－		（単位：百万円）

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>小笠原諸島は、戦後 23 年間米軍の統治下に置かれ、その間、昭和 19 年に強制疎開させられた住民は、一部欧米系住民を除き帰島が許されないまま、昭和 43 年の日本復帰を迎えた。</p> <p>その後、小笠原諸島復興特別措置法（現、小笠原諸島振興開発特別措置法。以下「特別措置法」という。）の下、生活基盤、産業基盤等の基盤整備や産業振興施策等を推進することにより、旧島民の帰島において相応の成果を上げてきたが、片道 24 時間を要し、6 日に 1 便の定期船しかないという条件や経年による旧島民の内地での生活基盤の定着等により、帰島が進みにくい状況に至っている。</p> <p>このような状況に鑑み、振興開発施策を引き続き推進するとともに、本特例措置を継続することにより、旧島民の帰島の促進を図り、小笠原諸島の人口定着を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>小笠原諸島においては昭和 19 年の国による強制疎開から昭和 43 年の本土復帰までの約 24 年間、ほとんどの旧島民が帰島できず、いわば居住の自由が制限された状況にあったことから、特別措置法に基づき旧島民の帰島の促進を図ってきた。このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけである。それ故、本土復帰以降、国は特別措置法の目的の 1 つに「旧島民の帰島促進」を掲げ、帰島を希望する旧島民への支援を、国の責務として行ってきた。旧島民は、昭和 43 年の返還以降昭和 50 年までに 656 名が帰島し、一定の成果を上げており、現在も帰島を希望する旧島民が存在する以上、国には引き続き帰島支援を推進する責務がある。</p> <p>旧島民の帰島が進まない状況にあるのは、前述のとおり、経年による旧島民の内地での生活基盤の定着や交通アクセスの不安に加え、旧島民の高齢化や医療の問題、取り巻く家族状況、小笠原の生活基盤・産業基盤の本土との格差やそれに対する不安など種々考えられるが、今後のさらなる小笠原諸島の社会基盤の改善等に伴い帰島しやすい条件が整うことにより、旧島民の帰島は今後も見込まれる。</p> <p>また、帰島の際の財政負担の軽減は、帰島後の生活支援に繋がるとともに、帰島そのものの促進に直結する要因である。</p> <p>以上のように、太平洋戦争中の強制疎開、終戦後 23 年間も住民が帰島できなかったという歴史的経緯に鑑み、本税制措置により、小笠原諸島の旧島民の帰島における負担の軽減を図ることで旧島民の帰島を支援し、小笠原諸島の人口定着を図る上で、課税特例措置は必要不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 134 離島等の総人口
	政策の達成目標	小笠原諸島内の平成 30 年度末の人口を目標値とする。 目標値 小笠原諸島の総人口 平成 30 年度末 2,500 人以上 (平成 25 年度末現在 2,493 人)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間 (平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	目標値 小笠原諸島の総人口 平成 35 年度 3,000 人以上 ※上記の達成目標は、平成 35 年度までの暫定目標値。
	政策目標の達成状況	人口 2,585 人、うち旧島民の帰島者数 380 人 (平成 29 年度末現在) 平成 26 年度から平成 29 年度までの旧島民等の新たな帰島者は 42 人
有効性	要望の措置の適用見込み	過去 4 年間の旧島民の数は減少傾向にあるが、新たな帰島者は年間平均 10 人程度で推移している。 今後も同程度の新たな帰島者数があるものと見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	太平洋戦争中の国による強制疎開、終戦後 23 年間も帰島できず、いわば居住の自由を制限された状況にあったという歴史的経緯等から、旧島民が小笠原へ帰島する際の支援は必要である。 本特例措置は、帰島を契機とする不動産の譲渡につき、特別控除を認めるものであり、旧島民の帰島に伴う財政負担の軽減に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例 (国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①小笠原諸島振興開発事業費補助金 (ソフト事業・ハード事業) 小笠原諸島振興開発計画に基づき、島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援する。 対象事業：港湾整備、小中学校整備、簡易水道等 (根拠法令：小笠原諸島振興開発特別措置法第 7 条及び第 8 条) 平成 31 年度予算 概算要求額 1,259 百万円 ②小笠原諸島振興開発事業費補助金を活用した生活再建資金貸付事業 (東京都) の推進
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、東京都及び小笠原村による港湾整備、小中学校整備、簡易水道等の社会基盤の整備、旧島民が小笠原諸島での生活を開始する際の受入体制の整備並びに東京都が行う小笠原諸島における生活再建のための資金貸付への補助金であり、本特例措置とは役割を異にするものであり、双方の措置があいまって旧島民の帰島を支援している。
	要望の措置の妥当性	太平洋戦争中の国による強制疎開、終戦後 23 年間も帰島できず、いわば居住の自由を制限された状況にあったという歴史的経緯等から、旧島民が小笠原へ帰島する際の支援は必要である。 本特例措置の対象は、永住の目的をもって帰島する旧島民に限定されていることから、必要最小限の措置といえる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度から平成 29 年度まで適用なし。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>この 4 年間、適用実績はないが、現在においても、帰島を希望する旧島民は存在しており、本特例措置は、旧島民の帰島に伴う財政負担の軽減に寄与するものである。今後の帰島条件の整備等を契機として、適用事例の発生が見込まれ、将来的に目標の達成に貢献することが見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>小笠原村の平成 30 年度末総人口を目標値とする。 平成 30 年度末総人口 3,000 人以上</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 29 年度末総人口は 2,585 人であり、平成 30 年度末の目標値を下回っている。一方、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の帰島者数は 42 人となっている。 しかし、経年による旧島民の内地での生活基盤の定着や交通アクセスの不安に加え、旧島民の高齢化や医療の問題、取り巻く家族状況、小笠原の生活基盤・産業基盤の本土との格差やそれに対する不安等により、旧島民の帰島者は減少傾向にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 44 年度 創設（個人住民税・不動産取得税） 昭和 48 年度 創設（特別土地保有税） 昭和 49 年度 適用期限の 5 年延長 昭和 54 年度 適用期限の 5 年延長 昭和 59 年度 適用期限の 5 年延長 平成 元年度 適用期限の 5 年延長 平成 6 年度 適用期限の 5 年延長 平成 11 年度 適用期限の 5 年延長 平成 16 年度 適用期限の 5 年延長 平成 21 年度 適用期限の 5 年延長 平成 26 年度 適用期限の 5 年延長</p>